

性教育フォーラム「若者の性と法律」活動報告

はじめに

平成8年に高橋直紹法律事務所（現在の原田・高橋法律事務所）を設立、子どもの事件とDV事件に積極的に取り組んでいらっしゃいます。愛知弁護士会及び日弁連子どもの権利委員会所属、子どもサポート弁護士団所属、NPO法人子どもセンター「パオ」事務局長である高橋直紹先生を講師にお招きし、「若者の性と法律—弁護士の視点から見る若者の性の問題—」をテーマにお話いただきました。以下に、高橋直紹先生の講演内容をまとめます。

自己紹介から始まり、パオの設立や現在のお仕事の内容を話されました。

発表は、共同代表である丹羽咲江先生からの質問に答える形でそれぞれのケース対応に弁護士の視点から法律のお話をされました。

未成年者の犯罪は、14歳以上の人には犯罪が成立するが、大人の犯罪とは発想が違っており、保護主義・教育主義という考えが前提のもとで、手続きが大人と異なるというところから話が始まりました。

新しい刑法改正にも触れられ、法律の具体的な話をわかりやすくお話をしてくださいました。

実際に性虐待の現場にいる高橋先生のリアルなお話も聞くことができました。

その後質疑応答がありました。子どもが弁護士に相談する場合には、子どもの人権相談の活用を教えてくださいました。

最後の丹羽先生の「性虐待の子から相談を受けた時、気をつける対応は？」という質問に高橋先生は、「性虐待のケースは非常に経過が長期間であり予後が大変悪いケースが多い。加害者の「ばらすと家族がバラバラになる」などという脅しもあるため、加害者と共犯化になってしまう。その中で被害者は、自己肯定感も低く、自分を責めてしまう。大事なことは、「あなたは何も悪くない」と伝え続けること」との返答で発表を締めくくられました。